明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務二五）　一

〔告　示〕
○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府一五七二～一五七八）　二
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同一五七九～一五八七）　三
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（同一五八八～一五九三）　四
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務二九〇）　五
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務一九三）
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（厚生労働二一七）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、船級協会の登録の更新をした件（国土交通六一二）　七

〔国会事項〕
○法務省令第二十五号　八

〔人事異動〕
内閣　八
財務省　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
国家試験
平成二十九年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　九

〔公　告〕
官庁
財団関係　三
諸事項　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
会社その他

省令

○法務省令第二十五号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月六日

法務大臣　金田　勝年

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（上陸の申請）	（上陸の申請）
第五条　［1～10　略］	**第五条**　［1～10　同上］
11　法第六条第三項第五号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。	11　［同上］
一　台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行おうとする者	一　亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行おうとする者
［二～四　略］	［二～四　同上］
（中長期在留者に当たらない者）	（中長期在留者に当たらない者）
第十九条の五　法第十九条の三第四号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。	**第十九条の五**　［同上］
一　特定活動の在留資格を決定された者であつて、台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの	一　特定活動の在留資格を決定された者であつて、亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの
二　［略］	二　［同上］
（在留資格の変更）	（在留資格の変更）
第二十条　［1・2　略］	**第二十条**　［1・2　同上］
3　第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方入国管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。	3　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］